

ベースアップ評価料について

この評価料は、医療従事者の賃金改善（ベースアップ）を目的に、厚生労働省が新設したものです。

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定にて新設された、「ベースアップ評価料」を九州厚生局へ届出、算定を開始しております。

皆様からいただく一部負担金は、当院で働くスタッフの待遇改善のための原資として全額大切に活用させていただきます。

皆様が安心して受診できるクリニック体制の維持のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。